

公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務

(2) 業務目的

伊丹市の公共施設における使用料及び入場料等の収納について、キャッシュレス決済を導入し、決済方法の選択肢を増やすことによる利用者の利便性向上と収納業務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容(別添 仕様書参照)

- ①キャッシュレス決済プラットフォームの提供
- ②売上明細データ管理システム等の提供
- ③キャッシュレス決済端末の調達・設置及び利用契約手続き
- ④端末操作マニュアルの作成、操作研修等窓口への導入支援、サポート体制の提供

(4) 業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日

(5) 対象施設数及びキャッシュレス決済端末の調達台数(別添 仕様書参照)

設置対象施設数 : 21施設

端末調達台数: 1施設 1~4台 計 29台

2. 提案上限額(予算額)

2,352,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

初期導入に係る費用(必要な機器の調達、設置費用等)

※指定納付受託業務及び決済代行業務に係る費用は含まない。

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式とし「公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務プロポーザル審査会」の審査結果に基づき候補者を選定する。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

5. スケジュール(予定)

- ・公 示 …………… 令和 5 年 9 月 11 日(月)
- ・質問受付締切…………… 令和 5 年 9 月 22 日(金) 午後 5 時まで
- ・質問回答…………… 令和 5 年 9 月 28 日(木)
- ・企画提案書等受付締切…………… 令和 5 年 10 月 4 日(水) 午後 5 時まで
- ・プレゼンテーション…………… 令和 5 年 10 月12日(木)
- ・審査結果通知…………… 令和 5 年 10 月中旬
- ・契約候補者との協議…………… 令和 5 年 10 月中旬～下旬
- ・契約締結…………… 令和 5 年 10 月下旬～11 月上旬
- ・業務履行の開始…………… 令和 5 年 12 月上旬まで

6. 本実施要領等の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出期限:令和 5 年 9 月 22 日(金) 午後 5 時まで(必着)
- (2) 提出書類:質問書(様式1)
- (3) 提出方法:持参またはメール(後記 13 に記載)

持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

メールにて提出する際は、電話により質問書の提出を連絡すること。

メールの件名は「公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務に係るプロポーザルの問合せについて(会社名)」とすること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

- (4) 回 答 日:令和 5 年 9 月 28 日(木)
- (5) 回答方法:質問者の名前を伏せたうえで、市ホームページに掲載。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

- (6) 説明会は開催しない。

7. 参加申込の手続き

- (1) 受付期間:令和 5 年 10 月 4 日(水) 午後 5 時まで(必着)
- (2) 提出書類

下記①～⑨を提出するものとする。ただし、伊丹市入札参加資格者名簿に登録された者は②～⑤の提出は不要とする。

①申込書(様式 2)

②納税証明書(その 3 の 3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納付でないことの証明用、発行後 3 ヶ月以内のものでコピー不可) 1 部

③商業登記簿(法人の場合のみ、法務局発行の商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明

書を提出すること。個人の場合は不要)

④財務諸表(コピー可。直近の貸借対照表及び損益計算書。個人の場合は所得税の確定申告時に提出する決算書でも可。ただし税務署の受付印押印後のものに限る。)

⑤会社概要 任意様式 (正本 1 部、電子データ)

⑥見積書 任意様式 (正本 1 部、電子データ)

初期導入に係る費用(必要な機器の調達、設置費用等)

※消費税抜額、消費税額、消費税込額の別が判断できるよう記載すること。

⑦指定納付受託業務及び決済代行業務に係る費用明細

任意様式 (正本 1 部、電子データ)

指定納付受託業務及び決済代行業務に係る費用(決済手数料率、月額使用料、通信料、保守料等)

※消費税抜額、消費税額、消費税込額の別が判断できるよう記載すること。

⑧業務実績調書 類似業務の実績調書(様式 3)

⑨企画提案書 任意様式 (正本 1 部、電子データ)

・A4 サイズ 10 枚以内、ただし A3 サイズを折り込み A4 サイズとすることも可。

・企画提案書の作成様式は不問とするが、別紙仕様書に基づき、体系的、論理的で文章表現などが理解しやすいものとする。

(3) 提出先 後記 13 に記載のとおり

(4) 提出方法 持参または郵送

持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時までとする。郵送による場合は令和 5 年 10 月 4 日(水)必着とする。

8. 審査方法

(1) 審査形式

提出された企画提案書の記載内容に関するプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションを実施する事業者には、追って実施場所や実施時間を通知するものとする。

①実施予定日 令和 5 年 10 月 12 日(木)

②出席人数 2 名まで

③実施方法

・パワーポイント等を用いて 20 分以内とする。

・プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、パソコン及びケーブル等は参加事業者が準備すること。

・プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類(企画提案書等)に記載した内容に基づくものとし、新たな内容資料提示は認めない。

④審査方法

提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案についてのヒアリング等を行い、下記 9 で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た提案を決定する。審査結果は、郵送の方法により参加者全員に通知する。

9. 審査基準及び配点

別紙 1「評価基準表」により、契約候補者を決定する。なお合計点が同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記 4 の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) プレゼンテーションに出席しなかったとき
- (7) 見積書の金額が、前記 2 に示した提案上限額(予算額)を超過しているとき
- (8) 評価基準表に基づき審査した結果、その得点が6割に満たなかったとき

11. 契約

受託候補者選定後、伊丹市契約に関する規則に基づき速やかに公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務の随意契約の手続きを行うものとする。ただし、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

12. その他留意事項

- (1) 受付期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しないととも、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められ

る情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

13. 提出先(問い合わせ)

伊丹市役所 会計室（本庁舎5階）

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

TEL:072-784-8003(直通)

FAX:072-784-8140

Mail:kaikei@city.itami.lg.jp

別紙1 評価基準表（公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務）

評価項目	評価の着目点	評価点				
		極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
業務実績	自治体業務の実績があり、十分な経験があるか。	5	4	3	2	1
決済端末の機能	キャッシュレス決済端末の機能や操作性、NEC製のPOSレジ「TWINPOS 9500Ui」との連動性が優れているか。	25	20	15	10	5
通信回線	ネットワーク回線に優れ、安定した通信環境が提供できるか。	5	4	3	2	1
取扱可能な決済手段	多様なクレジットカードや電子マネー、スマートフォン決済に対応しているか。	5	4	3	2	1
受託事業者としての適性	指定納付受託者及び決済代行業者としての事務の流れや考え方は適切か。	10	8	6	4	2
保守・研修・サポート体制	保守内容や保守体制、研修計画は妥当か。	15	12	9	6	3
セキュリティ	セキュリティ対策は十分か。	5	4	3	2	1
全般・その他提案	独自提案を含めた提案の全体的な評価。	10	8	6	4	2
見積価格	初期導入に係る費用についてコスト削減努力をしているか。	満点の場合は10点				
指定納付受託業務及び決済代行業務に係る費用	将来的に発生する費用について、安定的に利用するのに適した決済手数料率や月額利用料であるか。	満点の場合は10点				
合計		100				